

東日本大震災被災企業に対する工場等新設支援制度の創設について

平成 24 年 6 月 8 日
商 工 観 光 部

1 経緯

市では、東日本大震災の被災企業に対し、インキュベーション施設や事業等用地を 2 年間無償で提供するといった復興支援を実施しているところであるが、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の採択が決定した被災企業から、市有地を借りて新工場を建設したい旨の申し出があったことから、新たな補助制度を創設し、被災企業に対して積極的な支援を行うこととしたものである。

2 目的

東日本大震災により被害を受けた企業が、市の指定する事業等用地に工場等を新設する場合、当該工場等用地の取得又は賃借に要した経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、被災企業の事業復興に資することを目的とする。

3 制度の概要

(1) 事業名

「盛岡市東日本大震災被災企業工場等新設支援事業補助金」

(2) 補助対象企業

東日本大震災により被害を受けた企業で、次の各号のいずれかの企業

- ア 東日本大震災により事務所又は事業所に被害を受けた旨のり災証明書の交付を受けた法人又は個人
- イ 原子力災害対策特別措置法に基づき設定される警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域内に事務所又は事業所を有する法人又は個人

(3) 補助対象となる事業用地

次の各号のいずれかに該当する用地

- ア 盛岡南新都市産業等用地（盛岡市北飯岡）
- イ 盛岡テクノパーク企業団地（盛岡市上田字岩脇）

(4) 補助対象経費及び補助額

- ア 被災企業工場等用地取得支援事業
 - ・ 補助対象経費：事業の用に供する工場等を新設し、平成 27 年 3 月 31 日までに操業を開始した場合に要した用地取得の売買代金
 - ・ 補助額：100 分の 10 に相当する額以内の額
- イ 被災企業工場等用地賃借支援事業
 - ・ 補助対象経費：事業の用に供する工場等を新設し、平成 27 年 3 月 31 日までに操業を開始した場合に要した土地賃借料
 - ・ 補助額：賃貸借契約を締結した日から 2 年を経過した日の属する月の末日までの土地賃借料に相当する額以内の額

(5) 制度の実施期間

平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間

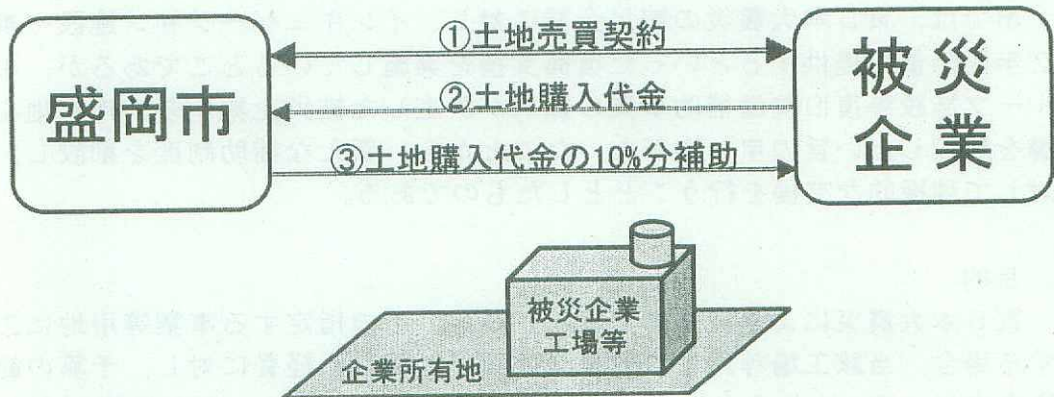
(ただし、平成 27 年 3 月 31 日までに操業開始する事業所に限定)

(6) 実施期日

平成 24 年 4 月 1 日

4 スキーム図

【取得】



【賃借】

